

第5回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火）午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 立花市民ホール

3. 出席農業委員（20名）

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通		
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男		
13番	高山 和典			15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義		
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	國武 覚

4. 出席最適化推進委員（9名）

2番	橋爪寿賀夫	7番	隈本 俊光	9番	末石 敏和
11番	牧口 武	16番	延 和洋	17番	井上 健吾
21番	一ノ瀬健次	31番	水本 敏明	41番	栗原 英喜

5. 欠席委員 農業委員（4名）

3番	松尾 健一	12番	入江 保生	14番	今村 嗣範
21番	田村 一彦				

6. 欠席委員 最適化推進委員（6名）

23番	加藤 龍一	27番	仁田原政美	34番	森 義則
35番	古庄 秀司	37番	平 和宣	44番	末崎 博利

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第24号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第8号 農地改良行為の届出について

議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 井上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕 上陽支所 松尾 誠
星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。本日は令和4年第5回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださりまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立
只今の出席委員の数は農業委員20名、
農地利用最適化推進委員9名であります。
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番小川哲郎委員、8番大坪知美子委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
日程 第3・議案の上程を行います。
事務局より案件の朗読をお願いします。

	(案件朗読)
議 長	事務局朗読のとおり、報告 2 件・議案 5 件を一括議題といたします。 1 ページをお願いします。
議 長	議案第 2 4 号、八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について、八女市農業振興課より説明をお願いします。
農業振興 課	<p>農業振興課の原と申します。よろしく申し上げます。制度について簡単ではございますけれども、概要を説明させていただきたいと思っております。この制度につきましては、優良な集团的農地を守るため、今後 10 年以上にわたり優良農地を確保するものでございます。そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行いますけれども、農振農用地となっている土地につきましては、その前段階で農振農用地からの除外手続きが必要になっております。また、逆に農振農用地になっている土地につきましては、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きが必要になっております。</p> <p>なお、農振除外の手続きにつきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと。 ②農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。 ③担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすことがないこと。 ④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと。 ⑤農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であること。 <p>こちらの 5 要件を満たす必要がございます。</p> <p>また、現在の旧八女市の一部の農地が対象になりますけれども、国営施設機能保全事業という国の事業の受益地となっている土地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項に基づく 2 7 号振興計画を策定する必要があり、「当該施設が農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に寄与すると認められる」目的ではないと除外ができないように定められているものでございます。</p>

議 長	<p>八女市につきましては6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年に2回申請を受け付けており、今回、12月1日～1月15日に受付を行ったものを3月17日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件について意見照会を行うものでございます。除外申請24件、編入申請11件、用途区分の変更1件、こちらが今回申請のあっている件数になります。詳細につきましては2ページから13ページのとおりになります。以上でございます。</p> <p>農業振興課の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>農業委員会としましては、農業振興地域からの除外については周辺の営農に影響のないよう、また編入については一層の農業振興に寄与頂くように要請し、申出のとおり適当であると答申することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、適当であると答申いたします。</p> <p>農業振興課は退席されて結構でございます。</p>
議 長	<p>報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については24件です。総合計について22ページをご確認ください。解約のあった土地67筆のうち、田44筆、畑23筆、合計面積70,827㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>23ページをお願いします。</p>

議 長	議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でござい ます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)この土地は八女市空き家バンクに登録された物件登録番号第124号の空き家に付属する農地で、所有権移転売買の申請です。</p> <p>現在のお住まいからこの土地までは1km程しか離れておらず、許可後は譲受人だけ隣接する空き家に居住されます。現在同居の譲受人のご両親は体調を見ながら、将来的に同居されるか検討されています。幼いころから農業の経験があり、ご両親より農業指導を受けられながら、自家用の野菜栽培をされたいというところがあります。八女市空き家バンクに登録された空き家に付属する農地であることから、下限面積は1aです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上ござ</p>

議 長	<p>います。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	14番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の遠方のため耕作困難と譲受人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の遠方のため耕作困難と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲受人はこれまで実家や知人の農業の手伝いをされてこられており、今回、農地を取得することによりご自身で野菜や筍を栽培し、出荷をされる予定です。出荷先としては、市場や道の駅を予定されてあります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。
事務局	16番についてご説明いたします。（議案書朗読）これらの土地は八女市空き家バンクに登録された物件登録番号第149号の空き家に付属する農地です。譲渡人の経営縮小と譲受人の空き家購入に伴う自家消費農産物栽培を目的とした所有権移転売買の申請です。八女市空き家バンクに登録された空き家に付属する農地であることから、下限面積は1aです。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>18番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	19番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番を事務局より説明をお願いします。
事務局	20番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の相手方からの要望ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号21番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	21番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 2 番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>2 2 番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 3 番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>2 3 番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 4 番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>2 4 番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の親族への贈与、譲受人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。 新規営農となる譲受人と譲渡人は親族関係で、譲受人はこれまで、</p>

	<p>今回贈与される農地において譲渡人の農業の手伝いをされてこられています。農地を取得された後は、引き続きご自身で米やミカンを栽培し、出荷をされる予定です。出荷先は市場と道の駅を予定されています。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号25番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>25番についてご説明いたします。(議案書朗読)貸人から借人へ4年11カ月の賃借権設定の申請です。</p> <p>農地の権利移動につきましては、不許可の権利移動の例外といたしまして、農地法施行令第2条第1項への規定により、「教育事業又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、農地の権利を取得できる」とされています。今回の申請につきましては、施設利用者の就労・実習等のための農場として利用されるとのことです。また、定款・謄本において利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを法人の目的としてあり、業務の運営に必要と認められますので、不許可の例外として農地の権利取得が可能です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号26番の説明をお願いします。
事務局	26番についてご説明いたします。（議案書朗読）貸人から借人へ4年11カ月の賃借権設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号27番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	27番についてご説明いたします。（議案書朗読）貸人から借人へ4年11カ月の賃借権設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号28番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	28番についてご説明いたします。（議案書朗読）貸人から借人へ4年11カ月の賃借権設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号29番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	29番についてご説明いたします。（議案書朗読）貸人から借人へ4年11カ月の賃借権設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号30番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	30番についてご説明いたします。（議案書朗読）貸人から借人へ4年11カ月の賃借権設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 33ページをお願いいたします。
議 長	議案第26号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員9番中島秀徳委員、農業委員10番仁田原一太委員、農業委員16番古賀則夫委員、農業委員19番茅島澄雄委員、推進委員25番加藤龍一委員、推進委員26番堤政信委員、推進委員27番仁田原政美委員、推進委員43番山口史登委員は八女市農業委員会規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係する委員さんは席を下げてくださいようお願い

事務局	<p>いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案説明の前に議案の修正をお願いいたします。94ページをお願いいたします。94ページの1番最後の利用権設定の案件なのですが、申請番号が250番となっていますが、正しくは252番の誤りです。修正をお願いいたします。また、賃貸借権となっておりますが、使用貸借権に修正をお願いします。最後にもう1点、契約期間の終期が令和9年5月9日となっておりますが、令和14年5月9日の誤りです。以上、3か所の修正をお願いします。申し訳ございませんでした。</p>
事務局	<p>それでは、33ページに戻りまして議案の説明をいたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が5件、利用権設定の案件が247件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号4番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号5番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p>
事務局	<p>35ページから94ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。総合計については94ページをご確認ください。期間は1年～20年までの新規・再設定合わせて利用権設定件数247件、利用権を設定する土地563筆、合計面積645,126㎡です。今回は新規営農の案件がございましたのでご説明いたします。</p> <p>39ページをお願いいたします。番号21番は下限面積の関係がありますので21番～23番を一括してご説明いたします。</p> <p>番号21番、（議案書朗読）貸人より借人へ5年間の賃借権設定の申請です。</p>

事務局	<p>番号22番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>番号23番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定の申請です。経営面積については各申請合わせて14,699㎡で、下限面積については問題ございません。</p> <p>こちらの農地は以前よりこちらの会社の代表取締役である方が借りて菊を栽培されており、この度改めて法人として農業経営を開始され、引き続き菊を栽培されていかれる予定です。</p> <p>法人に係る農地の権利移動については審査要件がありますので、補足して説明させていただきます。審査の基準といたしましては、まず1点目として、農地所有適格法人以外の一般法人が権利を取得する場合、申請後に申請農地を適正に利用していないと認められる時は、使用貸借又は賃貸借を解除する旨の条件が書面による契約において付されていることとあります。この申請は解除条件付の契約の書面が付されていることを確認しております。</p> <p>2点目に借主が適切な役割分担の下に計測的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていることです。例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取り決め順守や協力が得られるか、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるかなどとされています。この点につきましては、農道・水路の管理のための清掃草刈り、その他農業の維持発展のために積極的な活動を行っていきたいとのことです。</p> <p>3点目として、法人の場合は業務を執行する役員、または使用人のうち1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事することとされています。この点につきましては、代表取締役が常時従事することです。以上のことから審査要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>続きまして40ページをお願いします。</p> <p>番号24番、（議案書朗読）貸人より借人へ5年間の賃借権設定の申請です。借人についてご説明いたします。借人は新規営農で苺を作られる予定です。これまで苺の栽培技術の実習や、農業経営についての研修を受講され学ばれてこられました。出荷はJAの予定です。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして43ページをお願いいたします。</p> <p>番号39番、（議案書朗読）貸人より借人へ5年間の賃借権設定の申請です。借人についてご説明いたします。借人は新規営農で苺を作られる予定です。生産者などに栽培に関する指導を受け農作業の知識を身につけられ、今回、青年等就農計画認定書が発行されています。出荷先はJAの予定です。この案件につきましては、利用権設定後の農地の経営面積が40aに満たないこととなりますが、営農計画書と確約書の提出があり、青年等就農計画書を添付されていることから、40aの下限面積を適用しないこととしております。</p>
事務局	<p>続きまして94ページをお願いします。</p> <p>番号252番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用賃借権設定の申請です。借人についてご説明いたします。経営面積はゼロとなっておりますが、これまで口頭にて今回借入される農地やみやま市の農地において栗や茄子、葱などを栽培されてこられました。この度正式に貸人より農地を借り入れ、筍と栗を栽培される予定です。出荷先は主に市場を予定されています。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>関係する委員さん方は元の席にお戻りください。</p> <p>95ページをお願いします。</p>
議長	<p>報告第8号、農地改良行為の届出について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市川犬にあります宮島公民館より東へ100m程の農地になります。（議案書朗読）この土地は周囲より一段低くなっており、例年大雨で水をかぶり耕作に不便ということで盛り土をして野菜を作られるという計画です。隣接</p>

議 長	<p>農地の同意はあります。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市鶉池にありますファミリーマート八女鶉池店よりバルビゾンの道を西へ400m程進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地は周囲より一段低くなっております。盛り土して利便性を高めて野菜を作られるという計画です。隣接農地の同意はあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>96ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所星野支所から東に約4kmの場所に位置する農地です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を申請人が山林として利用される計画です。隣接農地の同意はあり、また、水利はないため、承諾は不要です。こちらは申請者の認識不足により、既に山林として転用がなされておりました。今回、顛末書を提出いただいております。</p> <p>4月21日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下し南側の側溝へ排水されます。特段問題はないと確認しております。以上、よろしくご願いたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>97ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市忠見にありますミニストップ八女本店より北へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下及び南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります長峰小学校より南へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され西側水路へ排水されます。雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は、令和3年10月21日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は、筑水会病院より南西へ300m程進んだ農地です。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、貸住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され西側側溝に排水され、雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと</p>

議 長	<p>確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市柳瀬にあります中柳瀬公民館より北東へ500m程進んだ農地です。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、通路用地として利用するための申請です。隣接する農地はありますが申請人の農地であり同意は不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります八幡小学校より南へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地1戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され西側側溝に排水される計画です。雨水も同様に西側側溝へ排水される計画です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地の場所は、八女市本にあります牟田コミュニティセンターより北へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありませんが申請人の農地であり不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され南にあります水</p>

議 長	<p>路へ排水される計画です。雨水も同様です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は、令和3年10月21日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は、八女市龍ヶ原にありますファミリーマート八女龍ヶ原店より北へ700m程進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅及び資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され北側水路へ排水される計画です。雨水も同様です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は、令和3年10月21日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にありますゆめタウン八女店より南へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地8区画として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側水路及び側溝などへ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にあります西松屋の東に隣接する農地になります。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は8番と同じです。(議案書朗読)この土地を借人が貸人から賃貸借で借り受けられまして、店舗用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれていま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号10番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地の場所は、黒木町木屋地区の国道442号線沿いにあります旧木屋小学校の南側の農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から借りられ、借人の駐車場用地として利用するための申請です。水利委員の承諾及び隣接する農地の承諾もあります。</p> <p>4月26日に現地調査を行った結果、雨水は溜枡を設置し、東側水路に排水します。排水に関して特段問題ないと確認いたしております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号11番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>11番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所星野支所の北西約3kmの場所に位置する農地です。農地の区分は、農用地区域内農地です。工期の期間は3年以内で代替性がなく農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであれば、一時転用の許可ができるものとされています。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から使用貸借契約により借り受けられ、借人の店舗工事における残土仮置場及び仮駐車場用地として一時転用される計画です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られています。</p> <p>4月21日に現地調査を行った結果、雨水は自然流下により南側河川へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 3時15分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和4年5月10日</p> <p style="text-align: center;">議長 月 足 靖 彦</p> <p style="text-align: center;">5番 小 川 哲 郎</p> <p style="text-align: center;">8番 大 坪 知 美 子</p>